

伊勢崎市

ホームページ掲載用

未熟児養育医療給付制度のご案内

入院加療を必要とする未熟児(1歳未満)に対して
指定医療機関における医療費の自己負担について公費負担する制度です。



対象となる方

次の項目全てに該当するお子さんが対象となります。

1. 入院中の1歳未満児(給付を受けられる期間は、出生から1歳誕生日の前々日又は退院日まで)
※一度退院した後の再入院は対象になりません。
2. 出生体重が2,000グラム以下、あるいは身体の発達が未熟なままで生まれた乳児で、
指定医療機関の医師が養育医療の対象と認める乳児。
※病院は、都道府県知事が指定する「指定養育医療機関」に限ります。
3. 伊勢崎市に住所がある乳児 (出生届出済であること)

給付の範囲

入院中の診察・薬剤・治療材料の支給・医学的処置・手術・その他の治療・食事代など

申請に必要なもの

	書類名	備考
1	養育医療給付申請書	保護者が記入してください。
2	養育医療意見書	指定養育医療機関の担当医師が養育医療該当と認め記入したもの。
3	世帯調書	保護者が同一生計の家族全員について保護者が記入してください。 (単身赴任等で伊勢崎市に住所がない家族がいる場合は、その人の住民票抄本(マイナンバーの記載されたもの)をご用意ください。)
4	申請者の健康保険証	<u>受療児を保険扶養に入れる人の健康保険証</u> 。
5※	受療児の健康保険証	
6※	受療児の福祉医療費 受給資格者証	児の健康保険証が発行されたら、お早めに伊勢崎市役所年金医療課、 又は各支所住民福祉課で手続きしてください。
7	母子健康手帳	
8※	マイナンバーが確認できる もの(「個人番号カード」 又は「通知カード」等)	<u>同一生計の家族全員のもの</u> 。 出生児には出生届出後、伊勢崎市役所市民課から「個人番号通知書」 が送付されます。

- ※ 5 受療児の健康保険証、6 受療児の福祉医療費受給資格者証について、取得に日数がかかる場合はご相談ください。
- ※ 8 「通知カード」は、記載事項(氏名・住所等)が最新の情報のものに限りします。
- ※ 8 伊勢崎市民のマイナンバーが確認できるものがない場合は、申請者同意の上お調べします。

自己負担金

病院窓口での保険適用分の医療費の自己負担はありません。

※世帯の市民税所得割額に応じて、医療費の自己負担額が決定されますが、福祉医療費の該当となるものは自己負担はありません。忘れずに福祉医療費受給者資格証の手続きをしてください。

※おむつ代や差額ベッド代等、保険適用外の費用は自己負担になります。

《うら面もお読みください》

申請から養育医療券交付までの流れ

主治医から「養育医療意見書」をもらったら、おもて面の **申請に必要なもの** をそろえて申請してください。
申請完了後、承認された場合には、2週間程度で「養育医療券」を申請者あてに交付(郵送)しますので、医療機関へ提示してください。

記載内容の変更手続き等

給付期間の途中で養育医療券の記載内容に変更があった場合等は、事前にお問い合わせの上、以下の書類をお持ちになり、**健康管理センター**で手続きをしてください。

変更事項	申請に必要なもの
住所・氏名・加入保険等の変更	養育医療承認内容変更申請書・交付済み養育医療券・変更を証明するもの(新しい保険証等のコピー等)
指定医療機関の変更(転院)	養育医療給付申請書・養育医療意見書(転院先主治医記入)
給付の継続(診療予定期間の延長)※1歳の誕生日の前々日までを限度とする	養育医療継続承認協議書(主治医記入)・交付済み養育医療券・世帯調書

- 受療児が入院中に市外へ転出される予定の方は、転入先の市町村での申請に必要な書類等をご案内しますので、お早めにご連絡ください●

申請及び問い合わせ先

【受付時間】午前8時30分～午後5時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

※受付には時間を要しますので、30分～1時間程度の余裕を持ってお越しください。

